

●市民生活の支援

- 新型コロナウイルス対策等利子・保証料補給金
(商工課 ☎35-3144)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な生活資金が必要となった勤労者を対象として、市内金融機関が実施する特別融資に対し3年間の利子全額と保証料の全額を補助します。

補助限度額 なし

取扱期間 3月17日～9月30日

申込 申請書に返済計画書などの必要書類を添えて窓口へ

- 新型コロナウイルスにかかる特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により休業または失業等のため収入が減少し、生計を維持することが困難になった方に、特例を設けて資金を貸付します。

お困りの方は、福祉サービス総合相談支援センター(本庁1階)にご相談ください。

- 生活福祉資金の特例貸付

(高山市社会福祉協議会 ☎35-0294)

貸付額 1世帯10万円または20万円

取扱期間 3月25日～7月31日

- 福祉金庫資金の特例貸付(福祉課 ☎35-3139)

貸付額 1世帯20万円以内

取扱期間 3月27日～9月30日

●税負担の軽減等(税務課 ☎35-3504)

- 市税の徴収猶予(原則1年以内)

※申請書の提出が必要です。

※相談窓口を設置していますのでご利用ください。

●公共料金負担の軽減等

お困りの方はご相談ください(支払猶予等あり)。

- 上下水道料金の支払猶予

(上水道課 ☎35-3149 下水道課 ☎35-3150)

- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払猶予(市民課 ☎35-3495、老年介護課 ☎35-3178)

- 市営住宅への入居

(建築住宅課 ☎35-3176)

■観光対策について

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、「観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする」と明記されていることなどを踏まえ、観光対策については、当面、事態の終息の兆しが見える時期を見据えた対応とします。

また、事態の終息の兆しが見えた時期以降の対策の検討をすすめます。

※上記以外に国等の支援によって行われる生活・経済支援策については、その都度対応していきます。

新型コロナウイルス等の影響による経営相談窓口を設置しています

新型コロナウイルス等の影響により、資金繰りなどに支障が生じている事業者の方について、経営相談窓口を市、商工会議所、商工会、金融機関等に設置していますので、ご相談ください。

問合

商工課 ☎35-3144

商工会議所 ☎32-0380

高山北商工会 ☎72-4130

高山西商工会 ☎53-3112

高山南商工会 ☎52-3460



新型コロナウイルスに便乗した犯罪や悪徳商法にご注意ください

新型コロナウイルスに便乗した不審な電話や悪質商法についての相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

- ①「助成金があるので個人情報をお教えしてほしい」等の詐欺にご注意ください
- ②新型コロナウイルスに便乗した架空の“マスク販売広告メール”にご注意ください
- ③特に臨時休校中の子どもたちやお年寄りだけの世帯は防犯にご注意ください

子どもたちやお年寄りだけで留守番している家を狙い、嘘をついて入り込もうとしたりすることなどが予想されますので、大人が不在であることを伝えないようにしたり、留守番電話設定にするなどの対策をとってください。

※不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、高山市消費生活センターや警察等に早めに相談してください。

問合 協働推進課 ☎35-3412 市消費生活センター ☎35-2030

